

## 特定非営利活動法人親子ぐるみ支援ネットワーク

### 入会金及び会費規程

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人親子ぐるみ支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第8条、第31条第1項第5号の規定に基づき、この法人の入会金及び会費（以下「入会金等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (入会金)

第2条 定款第8条に規定する入会金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	30,000円
	団体	30,000円
(2) 賛助会員	個人	0円
	団体	0円

#### (会費)

第3条 定款第8条に規定する正会員及び賛助会員が毎年度納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	10,000円
	団体	50,000円
(2) 賛助会員	個人 1口	1,000円（3口以上とする。）
	団体 1口	10,000円（1口以上とする。）

#### (入会金等の納期及び納入方法)

第4条 入会金は、入会時に納入しなければならない。

2 会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとし、納入案内通知の到着後すみやかに納入するものとする。

3 入会金等は、この法人の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）へ振り込むものとする。ただし、事務局に持参することを妨げない。なお指定口座は、別表に定めるとおりとする。

4 振込手数料等、入会金等の納入に係る費用については、この法人が負担するものとする。

#### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が行う。

#### 附則

1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。

2 親子ぐるみ支援ネットワーク準備会の会員が納めた入会金等は、この法人の入会金等とみなす。

## 別表

金融機関名	口座種別	口座情報
ゆうちょ銀行	振替口座	口座番号 <b>00110-9-324531</b> 名義：親子ぐるみ支援ネットワーク準備会
ゆうちょ銀行	総合口座	記号： <b>10330</b> 番号： <b>72005061</b> 名義：親子ぐるみ支援ネットワーク準備会